

## 「みえ森林ワークブック」動画制作業務委託 仕様書

### 1 委託業務の目的

三重県では平成26年4月に「みえ森と緑の県民税」を導入し、「森を育む人づくり」に取り組むとともに、令和2年10月には、「みえ森林教育ビジョン」を策定し、森林教育の裾野の拡大と、主体的・対話的で深い学びの視点を取り入れた教育手法による子どもから大人まで一貫して森林・林業に関わる人材育成を推進しています。

そこで、昨年度発行した「みえ森林ワークブック」の学校現場における有効な活用を促すため、県内の森林や林業、木材産業の姿や、それに携わる地域の人々を紹介する動画を制作し、小学校に通うすべての子どもたちが森林の持つ多面的機能や、森林保全の重要性、木材利用の意義をより身近なものとして捉え、森林や木・木材に親しみ、自ら考え判断して行動できる人づくりを目的とします。

### 2 委託業務の内容

- (1) 事業名 「みえ森林ワークブック」動画制作業務委託
- (2) 履行期間 契約日から令和6年1月5日（金）まで
- (3) 成果品 「みえ森林ワークブック」に関連する動画  
30秒から60秒程度のもの8本

### 3 業務内容

#### (1) みえ森林ワークブック動画制作

##### ア 概要

- ・「1 業務の目的」に沿った動画であるとともに、「みえ森林ワークブック（教員用）」の裏表紙に記載されている単元の目標や授業計画に沿った内容であること。
- ・動画や画像などの素材は県内で撮影したものとし、森林や林業の様子、関係者の活動状況などが分かる内容であること。
- ・小学生が、学校学習の中で使用するタブレットを使用して、動画を見ることを前提として、児童が興味を持って分かりやすく学習できる内容とすること。
- ・「みえ森林教育ビジョン」の趣旨を踏まえ、森林の持つ多面的機能や森林保全の重要性、木材利用の意義への理解を深めるための工夫を心がけること。

- ・みえ森林ワークブック制作検討会における検討内容を反映させた内容とすること。
- ・編集や企画段階において、県の指定する専門家の監修を受けるとともに、普及・森林教育課に提示し意見を求めること。

#### イ 制作本数、動画再生時間

- ・動画は、「みえ森林ワークブック」に関連した次の内容とし、30秒から60秒程度のものを8本以上制作すること。
- ・制作する動画の概要は次の①から⑧とする。

- ① 三重県の森林・林業の姿や特徴について学べる映像と関係者へのインタビュー動画（小学5年生社会科2ページ）
- ② 「林業」という職業への理解を深めるための映像と林業に携わる人へのインタビュー動画（小学5年生社会科3ページ）
- ③ 木材利用の意義について理解を深める映像と、県産材利用を進めている三重県「木づかい宣言」事業者へのインタビュー動画（小学5年生社会科9ページ）
- ④ 森林を守るために一般県民が参加する森づくり活動の大切さについて学ぶことができる動画と、企業の森活動に取り組む企業へのインタビュー動画（小学5年生社会科12ページ）
- ⑤ 校庭の樹木の太さを測り、樹木に蓄えられた二酸化炭素量を計算する調べ学習から、樹木には二酸化炭素をたくわえるはたらきがあることを学ぶことができる映像と、学識経験者からの解説動画（小学6年生理科11ページ）
- ⑥ フクロウが住める森林を守る意義と、森林には動植物のすみかとなる働きがあることが学べる動画と、フクロウの保全活動を行っている人へのインタビュー動画（小学6年生理科13ページ）
- ⑦ 山地災害の様子や、土を支える森の働きへの理解を深める動画と、森林整備の効果検証を行う研究員へのインタビュー動画（小学6年生理科18ページ）
- ⑧ 七里御浜の海岸林を守る活動や、風や砂を防ぐ森のはたらきについて学べる映像と、海岸林の保全活動をしている人へのインタビュー動画（小学6年生理科19ページ）

#### ウ 言語・音響

- ・動画で言語を使用する場合は、日本語を必須とすること。
- ・BGM等用の音楽素材の使用に関しては、基本的にオリジナルかフリー音源を使用するなど、著作権の問題が発生しないようにすること。

なお、著作権等の許諾が必要な場合は、費用の支払いを含めた一切の手続等を受託者の負担により行うこと。

#### エ 配信

- ・制作した動画は、小学生が学校学習で使用するタブレット等で再生することを想定し、作成すること。

#### オ その他

- ・動画制作にあたっては、新規撮影を原則とすること。
- ・撮影期間中に撮影困難なシーン（イベント関連映像等）が必要な場合は、三重県と協議のうえ受託者が所有している映像や借用映像を使用することも可とする。

なお、借用映像等を使用する際の費用を含めた一切の手続き等は受託者の負担により行うこと。

- ・イラストの使用に関しては、基本的にオリジナルかフリー素材を使用するなど、著作権の問題が発生しないようにすること。
- ・制作する動画は、事業終了後に三重県が再編集等を行い、今後のプロモーションに向けて二次的利用が可能なものにすること。
- ・制作する動画は、ウェブページや YouTube、Facebook、Instagram などの動画共有サービスで再生可能なサイズ及びファイル形式とすること。
- ・フル HD 程度の解像度の動画を制作すること。
- ・使用したコンテンツの位置情報について、動画の一部に表示することで、そのコンテンツが三重県のどこで撮影されたものか視聴者にわかるよう制作すること。
- ・撮影のために許可申請等が必要になる場合には、原則、受託者が手続きを行うこと。

三重県が今後のプロモーションで使用することを目的として、動画制作の各取材先において静止画を撮影、提供すること。

#### (2) その他

- ・事業実施に当たっては、提案事項をもとに事業の内容・詳細を三重県と協議のうえ決定し、実施すること。
- ・仕様書に記載のない事項は、三重県と協議のうえ決定し、実施すること。
- ・作業の方針、内容等につき疑義が生じた場合は、その都度三重県と協議のうえ対応すること。
- ・動画制作にかかる企画、構成、撮影、編集、制作、運用、調査、分析、報告等の一切の経費（交通費、食費、宿泊・車両コーディネート費、各種データ費等）は、全て当初の契約金額に含むこと。

#### 4 成果品等の提出

本業務終了後、履行期限までに事業実績にかかる業務完了報告書1部を提出すること。報告書とは別に、制作した動画及び静止画をDVD等の電子媒体に収録して、提出すること。

##### (1) 業務完了報告書記載事項

###### ア 「みえ森林ワークブック」動画制作の概要

- ・動画制作の内容等
- ・制作した動画・静止画の内容等

###### イ その他、監督職員が指示したもの

##### (2) 納入期限 令和6年1月5日

##### (3) 提出先 三重県林業研究所普及・森林教育課

#### 5 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

#### 6 契約不適合責任

本委託業務における契約不適合責任は、三重県がその不適合を知った時から1年間とします。この間に契約不適合が発見された場合は、受託者の責任において補修等を行うものとします。

#### 7 その他

##### (1) 委託業務の条件

委託業務の実施にあたっては、随時、実施内容を三重県と協議しながら進めるものとし、その他この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとします。上記の協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合があります。

本業務の進捗及び事業費執行の状況について、業務監督職員の求めがあった場合には、速やかに経過報告書を提出するものとします。

##### (2) 業務遂行

本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受注者は業務監督職員と密接な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとします。また、調査・分析・検討についても同様とし、必要に応じて現地調査・文献調査・アンケート・ヒアリング等を実施するものとします。作業方針・内容等に疑義が生じた場合は、その都度速やかに業務監督職員と協議のうえ、対処するものとします。

(3) 再委託

再委託を行う場合は、事前に三重県の承認を受け、再委託先事業者の管理監督を行うこと。なお、再委託先に対して、業務遂行上必要に応じて業務監督職員が直接に指示監督する場合があります。

(4) 資料等の作成

業務完了報告書等本事業の過程で作成する書類は、パワーポイント、WORD、EXCEL 形式など、三重県において二次利用可能な形式にて作成するものとします。

(5) 遵守すべき法令等

ア 受託者は、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年 8 月 13 日法律第 128 号）等の関係法規を遵守すること。

イ 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）及び受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。

ウ 上記以外も含む紛争を解決する手段としては、日本の国内法を適用するものとし、この契約に関する訴訟については、三重県津市を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(6) 著作権

ア 本事業により制作された制作物及びそれに付随する一切の資料の著作権は、三重県に帰属するものとする。

イ 成果品のうち新規に発生した著作物にかかる全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）及び成果品のうち三重県又は受託者が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。

ウ 前項の規定により著作権を譲渡すべき著作物の著作権が受託者以外の第三者に帰属している場合は、受託者は成果品等の引渡し時点までに当該著作権を取得したうえ、三重県に譲渡するものとする。

エ 成果品等のうち、上記イの規定の対象外で著作権が受託者に留保されている著作物については、三重県が成果品等を自ら利用するために必要な範囲において三重県及び三重県が指定する者が自由に利用（著作権法

に基づく複製、翻案等を行うことをいい、以下同じ。) できるものとする。

オ 成果品のうち、上記イの規定の対象外で著作権が第三者に帰属している著作物については、受託者は、三重県が成果品を利用するために必要な範囲において三重県及び三重県が指定する者が利用することについて当該第三者の許諾を得るものとする。

カ 三重県は著作権法第 20 条第 2 項第 3 号又は第 4 号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品等を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。

キ 受託者は、上記イ又はウに基づき三重県に著作権を譲渡した著作物に関する著作者人格権(著作権法第 18 条から第 20 条までに規定する権利をいう。以下同じ。)を一切行使しないものとする。

ク 前項の著作者人格権の不行使は、三重県が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続するものとする。

ケ 本条における著作権の譲渡、著作者人格権の不行使、著作物の利用許諾等にかかる一切の対価及び経費は契約金額に含まれているものとする。

コ 受託者が受託者の営業のために成果品等を使用し、又は改変する場合には、書面により三重県に届けるものとし、三重県は三重県の業務に支障のない限りこれを許諾するものとする。

サ 三重県に引き渡された成果品等の全部又は一部につき、三重県が当該成果品等を自ら利用するに当たり、第三者から著作権、工業所有権等(以下総称し「知的財産権」という。)を侵害するものであるとして三重県に対して何らかの訴え、異議、請求等(以下総称して「紛争」という。)がなされ、三重県から受託者へ処理の要請があった場合、受託者は三重県に代わって当該第三者との紛争を処理するものとする。その際、受託者は、当該第三者に対する損害賠償金の支払いを含む紛争処理費用を負担するものとする。なお、この場合、三重県は当該第三者との紛争を受託者が処理するために必要な権限を受託者に委任するとともに、必要な協力を受託者に行うものとする。

シ 前項において成果品の全部又は一部が第三者の知的財産権を侵害するものであると判断される場合、三重県・受託者協議のうえ、受託者は次の各号のいずれかの措置をとるものとする。

(ア) 成果品を侵害のないものに改変すること。

(イ) 三重県が成果品を利用することが可能となるよう、当該第三者の許諾を得ること。

ス 前2項の規定は、本契約の終了又は解除後も適用する。

(7) 留意事項

ア 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

(ア) 断固として不当介入を拒否すること。

(イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

(ウ) 委託者に報告すること。

(エ) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

イ 委託者は、受託者がアの（イ）又は（ウ）の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

ウ 受託者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規程により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

以上